

緊急事態措置に関するQ&A(7月12日以降版)

R3.7.8対処方針変更後時点

質問項目	回答
1. 総論	
Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和3年5月23日(日)0時から令和3年8月22日(日)24時までです。
Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。
Q3:緊急事態宣言について宣言期間中の解除はありますか。	A3:国の基本的対処方針において、「緊急事態措置または重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは期間内であっても措置を解除する」と示されています。
2. 外出自粛の要請等 <外出および接触機会を徹底的に削減をお願いしています。>	
Q1:県民・事業者・来訪者に対して、不要不急の外出自粛の要請と、夜8時前であれば外出を自粛しなくてもいいですか。	A1:県民・事業者・来訪者の皆様には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院・食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請しており、夜8時前であっても不要不急の外出は自粛するよう要請しています。 これは時間を問わず、不要不急の外出自粛を要請するものです。特に夜8時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請しているのは、事業者の皆様に休業要請及び朝5時から夜8時までの間の営業時間短縮を要請していることと合わせ、夜8時以降、原則として外出しないことを要請する趣旨です。
Q2:スーパーに食料品を買い物に行くのは制限されますか。	A2:スーパー・薬局などに生活必需品を買いに外出することを制限するものではありません。 「そうであっても、買い物は代表者1人でいくなど、混雑を避ける、並ぶ際には距離を取るなど『3密』を避けるようお願いします。
Q3:病院や診療所に通院するのは制限されますか。	A3:病院や診療所へ通院することを制限するものではありません。
Q4:出勤するのは制限されますか。	A4:出勤を制限するものではありませんが、テレワークを活用する、時差出勤や、自転車通勤を活用するなど人との接触を低減する取組を実施する。出張や会議をオンライン会議や中止するなど、できる限り外出を控えるようにしてください。
Q5:お葬式に出席するのは制限されますか。	A5:お通夜や告別式への出席を制限するものではありません。「3密」ができる限り避け、酒類の持込を控えるとともに、同居家族以外との会食を避けただくようお願いします。
Q6:銀行にいくのは制限されますか。	A6:銀行へ行って預金の払出など必要な手続を行うことを制限するものではありません。並ぶ際に距離を取るなど『3密』をできる限り避けていただくようお願いします。
Q7:レストランに行くのは制限されますか。	A7:レストランなどの飲食店へ行くことを制限するものではありませんが、不要不急の外出を控えていただき、お出かけの際は、同居する家族のみと会食する、混雑する時間を避ける、できるだけ他の客との距離を取る、シーサーステッカー対応店舗を選択するなど、「3密」を避けるよう工夫してください。また、酒類・カラオケ設備の停止要請、朝5時から夜8時までの間の営業時間短縮要請を行っていますので、協力よろしくお願いします。
Q8:沖縄県から他県に行くのはだめなのでですか。	A8:オンライン会議の活用等により出張を控えるなど、可能な限り他都道府県への移動を控えるようお願いします。やむを得ず、往来する必要がある場合は事前にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し、1週間は家族以外の方との会食は控えるようお願いします。 また、県内離島との往来についても控えてください。また、やむを得ず離島へ来訪する場合は、事前にPCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いします。
Q9:他県から沖縄県に入るのはだめなのでですか。<6/3追記>	A9:緊急事態宣言中は自粛するよう求めております。 やむなく必要があって、来訪する場合は、本県入域前(3日前程度から直前まで)に確実にPCR検査または抗原検査による陰性判定を受けてください。 また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。 ※県内においては、県内滞在者として特措法に基づく不要不急の外出自粛要請の対象となります。
Q10:飛行機は止まってしまうのですか。	A10:航空機等の公共交通機関に運休を要請するものではありませんので、慌てて帰省するなど不必要な移動は控えてください。

	Q11:物流が完全に止まってしまうのですか。	A11:物流等社会・経済生活を維持する上で必要なサービス、ライフラインについては確保されます。食料品や医薬品等の買占めは厳に謹んでいただきますようお願いします。
	Q12:外出するのに手續が必要になるのですか。	A12:外出するのに手續は不要です。
	Q13:外出した場合に罰則はあるのですか。	A13:不要不急の外出をした場合に罰則があるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止には県民のお一人お一人のご協力が不可欠です。大切な人の生命・健康を守るためにも、外出自粛にご協力ください。
3 事業者向け<飲食店等について>		
	Q1:休業・営業時間短縮の要請対象となる「飲食店」は、どのような店舗ですか。	A1:食品衛生法の飲食店営業許可を受け、屋内/屋外(テラス席等)で飲食サービスを提供する飲食店及び飲食を伴う遊興施設等を要請対象とします。ただし、宅配・テークアウトサービスは除きます。 ※以下は、宅配・テークアウトサービスとして扱うため、要請の対象外となります。 1.総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 2.ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 3.スーパー・コンビニ・弁当屋等の店内イートインスペース 4.自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー 5.キッチンカー 6.屋台(屋台との名称であっても移動不可の固定した施設で席を設けて飲食を提供している場合は対象となります)
	Q2:休業・時短要請の対象となっている「遊興施設等」とはどのような施設ですか。	A2:「遊興施設等」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、などであり、さらに食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗が要請の対象です。
	Q3:テイクアウト形式の飲食店(例:タピオカ屋、たい焼き屋)ですが、休業・営業時間短縮の要請対象となりますか。	A3:飲食を中心とした感染が拡大しているとの専門家による指摘を受け、飲食による感染リスクを抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるために、酒類・カラオケ設備等を提供する飲食店等に対して休業要請を行っております。そのため、人々が集まつての飲食につながらない宅配・テイクアウトサービスは本要請の対象外とされています。 しかし、酒類のテイクアウトについては、法に基づく要請ではありませんが、公園、路上飲酒に繋がるので極力控えていただくようお願いします。
	Q4:居酒屋ですが、酒類の提供停止に伴う休業要請の対象となっています。必ず休業する必要がありますか。	A4:酒類の提供を停止し、ソフトドリンク、ノンアルコールビール、食事の提供のみとする場合は、午前5時から午後8時までの間の営業時間短縮要請の対象となります。
	Q5:酒類の提供を止めた場合、営業時間短縮要請となりますか、夜8時までに営業を終了しないといけませんか。	A5:夜8時までに営業を終了し、すべてのお客様が退店してしていただくようお願いします(お客様がいない状態にしてください)。
	Q6:ホテル等の宿泊施設の飲食店は休業・時間短縮要請の対象となりますか。(6/3要請修正:6/7から取扱変更)	A6:食品衛生法の飲食店営業許可を受け、宿泊者以外も利用出来る飲食の提供を行っていれば休業・時短要請の対象となります。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は要請の対象外です。 →(令和3年6月3日時点で食品衛生法の飲食店営業許可を受けた屋内・屋外店舗で営業を行っていれば休業・時短要請の対象となり、協力金の支給対象となります。また、6月7日からは宿泊客等特定客のみの飲食店(ホテルのラウンジ等)を含みます。ただし、ルームサービスは要請の対象外となります。) ※緊急事態措置期間の延長に伴い、7月12日から協力に応じる店舗についても協力金の支給対象となります(7/12~8/22の全期間協力に応じた場合に支給)
	Q7:ノンアルコールビールの提供は酒類の提供に当たりますか。	A7:あたりません。

	Q8:イトインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となりますか。	A8:要請の対象外となります。
	Q9:店内で酒類は提供していませんが、お客様の店内酒類持ち込みを可としている場合は要請の対象となりますか。	A9:要請の対象となります。 お客様による店内への酒類持込を認めている場合、「酒類の持込停止」または「休業要請」の対象となります。
	Q10:飲食店の営業許可をもち、屋外での営業を主とする店舗は要請の対象となりますか。	A10:要請の対象となります。 飲食店の営業許可を持ち、日中営業のみで酒類の提供(持込含む)を行っている飲食店で、屋外BBQのように屋外での営業を主としている場合でも、休業要請の対象となります。
	Q11遊覧船を営業している会社で、船上で宴会やパーティーを行っている。今回、要請の対象となりますか。	A11:飲食店の営業許可を取っていれば、要請の対象となります。飲食店の営業許可を取っていないても、休業や時短要請の協力をお願いします。
4 感染拡大防止協力金について	Q1:協力金の支給を受けるには、いつから営業時間短縮及び休業をする必要がありますか。	A1:飲食店向け協力金については、原則、令和3年5月23日から令和3年8月22日(日)までの全期間、営業時間短縮及び休業の要請に応じていただくことが必要です。 緊急事態措置期間の延長に伴い、7月12日から協力に応じる店舗についても協力金の支給対象となります(7/12~8/22の全期間協力に応じた場合に支給)
	Q2:営業時間はお昼13時まで酒類を提供する定食屋を営んでいるが、5月23日以降、お酒の提供を止めれば協力金の対象となりますか。	A2: ・今回の緊急事態措置では、飲食店等に休業または20時までの営業時間の短縮を要請しており、当該要請に応じていただいた方に協力金を支給いたします。 ・営業時間の短縮とは、従前の営業時間が20時を超えており、それを20時までに短縮していただくことを意味するため、従前の営業時間が13時までの場合は、営業時間短縮の要請対象とはなりません。 ・このため、このケースでは休業していただいた場合のみ協力金支給の対象となります。 ・なお、酒類・カラオケ設備の提供を停止し、店内外スペースを閉めた上で、テイクアウト・デリバリーのみの営業を継続した場合でも協力金の対象となります。 ※協力金の詳細については「感染症対策協力金コールセンター」(電話:0120-332-107)へ問い合わせをお願いします。
	Q3:営業時間が日中のみ(5:00~20:00)酒類の提供ありの飲食店だが、酒類の提供を止めたら協力金の対象となるのか。	A1:従来の営業時間が20時までの店舗が休業した場合は、協力金の対象となります。酒類の提供停止のみでは、協力金の対象外となります。 ※協力金の詳細については「感染症対策協力金コールセンター」(電話:0120-332-107)へ問い合わせをお願いします。
	Q4:店内飲食とテイクアウトを行っている場合は、協力金の対象となるのか。	A2:酒類・カラオケ設備を停止し、店内外飲食を閉店した上で、テイクアウトのみの営業を20時以降も継続した場合でも対象となります。
	Q5:通常の営業時間が21時から5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか	A3:酒類・カラオケ設備を提供している店舗の場合は、休業していただくか、提供を取りやめたうえで、営業時間を20時まで短縮していただくことが必要となります。
	Q6:事業者で複数の店舗を持っている場合に、一店舗のみの協力でも協力金の対象となりますか。	A4:感染拡大防止の観点から全ての対象店舗について協力の要請をしております。また、一事業者で酒類の提供及び20時以降営業している飲食店を所有している場合は全ての店舗で協力した場合協力金の対象となります。

5 感染防止対策・認証制度プロジェクトについて		
	Q1:プロジェクトの目的について教えてください。	A1:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。 飲食店における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。
	Q2:認証の手順について教えてください。	A2:認証のスケジュールについては以下のとおりです。 【第1段階】令和3年4月12日(月)～5月5日(水) 県職員等による巡回指導(認証制度告知・国の飲食店選定4項目の確認) 【第2段階】令和3年5月下旬～ 民間委託等による巡回指導(感染対策チェック) 感染対策チェックに基づき店舗を認証し、ステッカーを付与します。 認証ステッカー付与後も巡回指導を実施していく予定です。 詳細は以下をご参照ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html
	Q3:どのような基準を設けているのですか。	A3:飲食店の感染症対策について、 ①店舗内の衛生管理(店内の喚起、入店時の検温、手指消毒等) ②従業員等の安全衛生管理(マスク着用、体調管理等) ③お客様の安全(客席間隔の確保、感染対策の掲示等) 以上3つの観点から計17のチェック項目を設け対策を確認します。 チェック項目の詳細については以下をご参照ください。 新型コロナウイルス感染症特設サイト https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/documents/ninsyo.pdf
5 その他の対応		
	Q1:イベントの開催要件について教えてください。	A1:7月12日以降のイベント開催要件は以下のとおりです ◆全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント(1,000人超)については、延期または中止を要請(無観客・オンライン配信の場合は除く) ◆上限人数1,000人以下のイベントについては収容率50%以内で開催することを要請 ただし、可能な場合には、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催の検討要請する。感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止を要請する ※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントについては除く。 ※全国的なプロスポーツや国際的な大会については、徹底した感染対策を行っている場合に限り、国対処方針の規模要件で認める場合がある。
	Q2:各施設(※1)に対する要請の内容について教えてください。 ※1 商業施設(生活必需物資を除く)、運動・遊戯施設、博物館・美術館、飲食店営業許可を持っていない遊興施設、サービス業(生活必需サービスを除く) ※2 劇場・観覧場・映画館・演芸場・集会場・公会堂・展示場・ホテル・旅館(集会の用に供する部分のみ)	A2:各施設に対しては、床面積1,000m ² 超の施設に対しては、法に基づく要請を行っており、床面積1,000m ² 以下の施設に対しては法によらない働きかけとして協力をお願いしております。 加えて、イベント関係施設は(※2)、イベント関係の場合は21時までの時短営業の要請を行っております。(映画上映は21時までの時短要請) また、以下の施設に対し感染対策の要請を行っております。 ■フードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか、アクリル板等を設置すること ■ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温及び定期的な消毒を行うこと
	Q3:1,000平方メートル未満の小さなお店(例 エステサロン)は、営業時間短縮の協力依頼の対象となりますか。	A3:物品販売業を営む店舗は、営業時間短縮の協力依頼の対象としていますが、面積要件として、1,000平方メートル超の店舗(生活必需物資を除く。)に対しては、特措法に基づく要請、1,000平方メートル未満の店舗は、法によらない働きかけとして協力をお願いしています。

	Q4:ホテル又は旅館は、集会の用に供する部分に限り、休業、営業時間短縮や人数制限の協力を依頼するとなっていますが、集会の用に供する部分以外の宿泊スペースについては特段使用の制限を受けないと考えてよいですか。	A4:そのとおりです。宿泊スペースは、使用制限の協力依頼をしていません。
	Q5:物品販売業のスーパー、コンビニは、営業時間短縮の対象となりますか。	A5:食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必要物資を販売する店舗は営業時間短縮の要請対象外となっております。
	Q6:新たに追加された措置はありますか。	A6:人ととの接触が多い場所について、感染対策を徹底するよう要請しています。(例:フードコートの席と席との1m以上の間隔の確保またはアクリル板の設置、ゲームセンター等の入場時検温、定期的な消毒)
	Q7:セール等のイベントは実施してよいですか。	A7:混雑を避け、人ととの接触機会を低減させるために、セール等の集客イベントは控えるようお願ひいたします。
6 問い合わせ先		A1: ・協力金の申請方法に関すること 「感染症対策協力金コールセンター」 電話:0120-332-107 ・大規模施設協力金の申請方法等に関すること 「感染症防止経営支援課」電話:098-917-2872 ・緊急事態宣言の内容に関すること 「沖縄県対処方針コールセンター」 電話:098-901-3028